

政令第三百八十七号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第三項及び第五項、第五条の二第一項、第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第五十二条、第五十三条並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令目次及び題名を次のように改める。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 投票及び開票（第四条―第十三条）

第三章 審査分会及び審査会（第十四条・第十五条）

第四章 再審査（第十六条）

第五章 審査の施行に関する費用（第十七条・第十八条）

第六章 裁判官の氏名等の掲示（第十九条―第二十一条）

第七章 審査公報の発行（第二十二条―第三十条）

第八章 補則（第三十一条―第三十三条）

附則

第一条から第三条までを次のように改める。

（審査予定裁判官に関する通知事項）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、同条第一項に規定する審査予定裁判官の住所、生年月日及び法第一条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）に任命された年月日（第三条第一号及び第十九条第二項において「任命年月日」という。）その他総務省令で定める事項とする。

(審査に付される裁判官とならない事由)

第二条 法第五条第三項に規定する政令で定める事由は、法第一条に規定する審査(以下「審査」という。

に付されたことがある同項に規定する通知裁判官(直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。)が、法第四条の二第二項に規定する審査の告示(以下「審査の告示」という。)の時ににおいて、直近に付された審査の期日から十年を経過していないこととする。

2 法第五条第五項に規定する政令で定める事由は、審査に付されたことがある同項に規定する新通知裁判官(直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。)が、審査の告示の時ににおいて、直近に付された審査の期日から十年を経過していないこととする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第三条 法第五条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日

二 法第四条の二第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する場合(法第十四条の二第四項に規定する場合に限る。)には、法第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官とし

てその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨

三 法第五条第三項に規定する場合（同条第四項に規定する場合を除く。）又は同条第五項に規定する場合には、法第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付される裁判官とならなかつた者がある旨

四 その他総務省令で定める事項

第四条を削る。

第五条に見出しとして「（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）」を付し、第二章中同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（裁判官が退官等した場合における掲示の方法）

第五条 市町村の選挙管理委員会は、第三条第二号又は第三号に規定する場合には、法第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による掲示を、審査の告示の日の翌日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十

九号) 第二百二十五条の四に規定する者に限る。次項において同じ。) の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票所(共通投票所を含む。次項において同じ。)内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第五条の三第一項又は第三項に規定する場合には、法第十四条の二第三項の規定による掲示を、法第五条の三第二項又は第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた後直ちに、審査の期日の前日までの間(審査の告示の日に当該通知を受けた場合には同日の翌日から審査の期日の前日までの間とし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合において審査の告示の日から審査の期日前八日までの間に当該通知を受けたときは審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間とする。)、期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、法第十四条の二第三項の規定による掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

第六条を削る。

第七条に見出しとして「(点字による投票の投票用紙の調製)」を付し、同条中「これを」を削り、同条を第六条とする。

第八条に見出しとして「(投票に関する書類の保存)」を付し、同条中「裁判官国民審査法第二十四条に定める投票及び投票録の外、」を「審査の」に、「十年間これを」を「十年間」に改め、同条を第七条とする。

第九条に見出しとして「(開票管理者の職務代理人又は職務管掌者)」を付し、同条を第八条とする。

第十条に見出しとして「(点字による投票の効力)」を付し、同条第一項中「左に掲げるものは、これを」を「次の各号のいずれかに該当するものは、」に改め、同項第一号中「成規」を「所定」に改め、同項第二号中「の外」を「のほか、」に、「但し」を「。ただし」に改め、同条第二項中「ある場合において、投票中」を「の場合には、」に、「記載があるときは、」を「点字による審査の」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「審査の」を「点字による審査の」に改め、同項に項番号を付し、同条を第九条とする。

第十一条に見出しとして「(開票に関する書類の保存)」を付し、同条中「裁判官国民審査法第二十四条

に定める開票録の外、」を「審査の」に改め、「これを」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（数町村の区域を区域とする開票区における投票等の保存）

第十一条 数町村の区域を区域とする開票区においては、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類は、関係町村の選挙管理委員会があらかじめ協議して定めた町村の選挙管理委員会において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間保存しなければならない。

第十二条を削る。

第十三条に見出しとして「（選挙の投票を行わない場合）」を付し、同条第一項中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、「における」の下に「審査の」を加え、「第五条及び第九条」を「第四条及び第八条」に改め、「（昭和二十五年政令第八十九号）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第二十五条第一項の規定による審査に係る同条第二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあ

るのは、「あらかじめ」とする。

第十三条を第十二条とする。

第十四条に見出しとして「（投票及び開票に関するその他の事項）」を付し、同条中「裁判官国民審査法及びこの政令その他裁判官国民審査法に基づいて発する」を「法及びこの政令並びにこれらに基づく」に改め、「ほか、」の下に「審査の」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う第二号に掲げる行為は審査の告示の日の翌日（同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）以後直ちに行うものとする。

一 公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは第五十一条第一項又は同条第二項において準用する同令第五十条第四項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

二 審査の告示の日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前八日）までに公職選挙法施行令第五十条第一項若しくは第四項、第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項

の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合における同令第五十三条第一項第一号若しくは第三号、第五十九条の四第四項又は第五十九条の五の四第七項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送

第十四条を第十三条とする。

第十五条に見出しとして「(審査人の数の報告)」を付し、同条中「裁判官国民審査法」を「法」に、「併せて」を「併せて、」に、「行なわれた」を「行われた」に、「審査の日」を「審査の期日」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第十六条に見出しとして「(審査分会及び審査会に関するその他の事項)」を付し、同条を第十五条とする。

第十七条中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に、「裁判官国民審査法」を「法」に、「これを」を「ついて」に改め、第四章中同条を第十六条とする。

第十八条に見出しとして「(投票管理者等の職務のために要する費用の支給)」を付し、同条第一項中「ため」を「ために」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同項に項番号を付し、第五章中同条を第十七

条とする。

第十九条に見出しとして「（審査の施行に関する費用の国庫負担）」を付し、同条中「裁判官国民審査法第五十一条」を「法第五十一条」に改め、同条第二号中「審査長、審査分会長、開票管理者並びに投票管理者」を「投票管理者、開票管理者、審査分会長並びに審査長」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、審査分会場及び審査会場に要する費用

第十九条第四号中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、同条第六号中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、「揭示」の下に「（次章において「裁判官の氏名等の揭示」という。）」を加え、同条を第十八条とする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 裁判官の氏名等の揭示

第六章中第二十条の前に次の一条を加える。

（裁判官の氏名等の揭示）

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する

場合には、審査の期日前七日）から審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

2 裁判官の氏名等の掲示には、審査に付される裁判官の氏名及び任命年月日その他総務省令で定める事項（次条第一項において「掲示事項」という。）を掲載しなければならない。

3 裁判官の氏名等の掲示の掲載の順序は、審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、法第五条第二項から第五項までの規定により定められた審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序（第二十七条において「審査の告示における順序」という。）によるものとする。

第二十条を次のように改める。

（裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い）

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第二項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に係る審査を行わないこととなつた者の掲示事項を削除しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第三項において準用する法

第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならない。

第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条に見出しとして「(裁判官の氏名等の掲示に関するその他の事項)」を付し、同条中「本章」を「前二条」に、「外、掲示」を「ほか、裁判官の氏名等の掲示」に改め、「これを」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十五条を削る。

第二十六条に見出しとして「(審査公報の掲載事項)」を付し、第七章中同条を第二十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(審査公報の発行回数等)

第二十二条 法第五十三条の規定による審査公報の発行は、審査(法第四十三条第一項の規定による審査の一部無効による再審査を除く。)ごとに、一回行うものとする。

2 公職選挙法第六十七条第四項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙公報を発行し

ない区域においては、審査公報は、発行しない。

第二十七条に見出しとして「（掲載文の提出等）」を付し、同条第一項中「審査の期日の告示があつた」を「審査の告示の」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「調整する」を「調製する」に改め、同項に項番号を付し、同条を第二十四条とする。

第二十八条に見出しとして「（掲載文の写しの送付）」を付し、同条を第二十五条とする。

第二十九条に見出しとして「（掲載文の写しの掲載）」を付し、同条中「の写」を「の写し」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条に見出しとして「（掲載文の掲載の順序）」を付し、同条中「においては」を「には」に、「第二条第一項の規定による通知の順序による」を「審査の告示における順序によるものとする」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条に見出しとして「（審査公報の配布）」を付し、同条中「裁判官国民審査法」を「法」に、「記載された」を「登録された」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十二条に見出しとして「（審査公報の発行を中止する場合）」を付し、同条中「に因り第二十八条」

を「により第二十五条」に、「の写」を「の写し」に、「とき、」を「とき」に改め、「これを」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十三条に見出しとして「（審査公報に関するその他の事項）」を付し、同条中「本章」を「第二十二條から前条まで」に、「の外」を「のほか」に改め、「これを」を削り、同条を第三十条とする。

第三十四条に見出しとして「（再審査等における投票区、開票区及び審査を行う区域）」を付し、同条第一項中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、同条第二項中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、同項に項番号を付し、第八章中同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別区等に対する適用）

第三十二条 この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

2 この政令中市に関する規定（別記様式備考第一号の規定を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（別記様式備考第二号において「指定都市」という。）においては区及び総合区に適用する。

第三十五条を削る。

第三十六条に見出しとして「(事務の区分)」を付し、同条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条を第三十三条とする。

別記を次のように改める。

別記様式(第六条関係)

最高裁判所裁判官国民審査投票

点 字 投 票

都(道府県)
(市)(区)(町)
(村)選挙管
理委員会印

- 注 意
- 一 やめさせた方がよいと思ふ裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
 - 二 やめさせた方がよいと思ふ裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 二 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合限り

、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

理由

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、審査に付される裁判官とならない事由、審査に付される裁判官に関する通知事項、裁判官が退官等した場合における掲示の方法等について、所要の規定の整備を行う必要があるからである。